Ⅰ.防災活動の仕組み

1. 自主防災管理活動体系図

（主として水害主体とするその他の災害はこれを準用する）

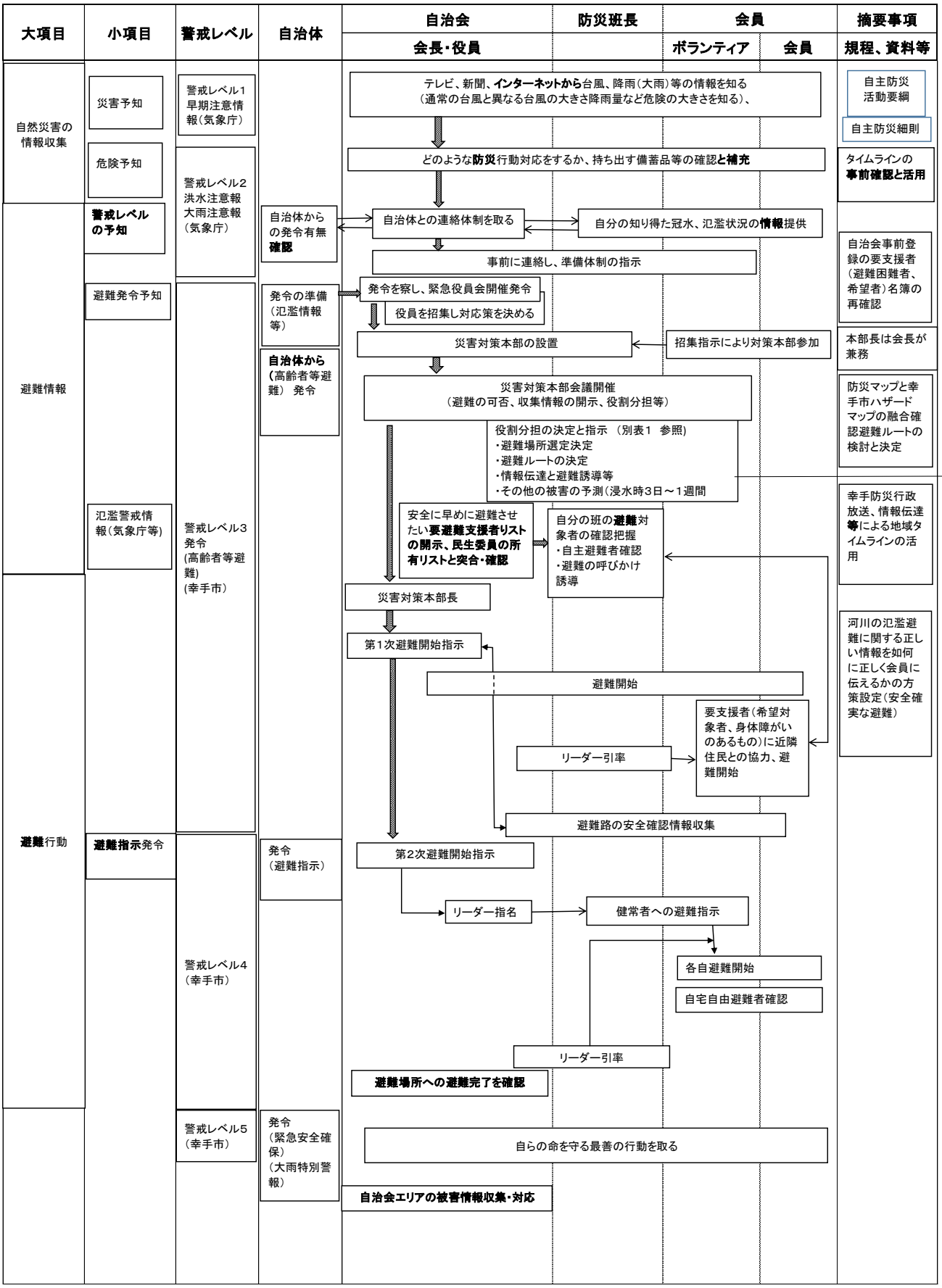

大項目	小項目	警戒レベル	自治体	自治会	防災班長	会員		摘要事項
				会長・役員		ボランティア	会員	規程、資料等
								A （2頁より）
					（別表1）役割分担 本部要員に役割分担に従い活動することを指示する （役割分担については事前に決め事がなされているこ			
					避難場所について定められた中から当日の情報に促した避難場所を選定　誘導員に知らせる			
					避難ルートについて定められた中からルートを選定、誘導員に知らせる			
					誘導員や情報伝達要員は今現在知り得た情報を会員に伝えながら誘導を行う			
					救護要員は救護を要する事態が発生したときは応急措置を講ずる。必要な場合は119番に連絡			
					災害に備え備蓄した食料や機材器具等の必要最小限の持ち出しとその安全保管を図る			
					＊避難場所、避難ルート誘導の母集団の大きさ、誘導方法、 人数等シュミレーションしてみる			
避難所生活			避難所	会員の安全確保				幸手市避難所運営マニュアル
				健康管理　けが人の有無の確認				
				自治体の運営規則に従って避難所生活を行う				
				避難所責任者との協力による避難所運営				
				自治体協調、被害の対応確認し避難生活期間を予測する				
				警戒レベル解除を確認				
			避難勧告等解除	避難勧告解除を伝える		自宅へ戻る指示を促す		
				市の担当者と協議し退所する		要支援者を誘導		
	確認							
				調べる範囲で団地内の被害状況を把握し会員に知らせる				
				被害状況の確認、自治体への連絡				
	復旧作業			自治体と連絡を取り、水が引いた後の復旧作業について情報意見交換する				
				避難所からの退去の支援				
				出来るだけ支援者を得て各自自宅の後型付けを行う		住宅確保の支援		
				災害対策本部解散と解散の会員周知				
	防災活動評価			防災活動評価会議				
				問題点の摘出				
				改善案と改善点の評価				
				今回の防災活動の総括報告				